

柏崎市市民課窓口業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和 7（2025）年 6 月
柏崎市市民生活部市民課

1 業務の趣旨又は目的

市民課及び税務課（一部証明）窓口業務を、民間事業者の専門的知識、技術、経験及び人材育成力をいかし、効率的かつ効果的に運営することにより、市民満足度の高いサービスレベルの実現を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 柏崎市市民課窓口業務委託

(2) 業務内容 別紙1「柏崎市市民課窓口業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期限 契約締結日から令和10（2028）年12月31日まで

なお、契約締結日から令和7（2025）年12月31日までを準備期間とする。

(4) 提案限度額

ア 準備費6,303,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 運営費236,926,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に、柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者がある者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 本プロポーザルの参加意向申出書提出時点において、柏崎市その他の業務委託等入札参加資格者名簿（その他の業務委託等）に登載されていること。
- (7) プライバシーマーク使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証又はISMS若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
- (8) 令和2（2020）年4月1日以降に地方公共団体において、市民課窓口業務等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく異動受付、記録事務、各種証明書等の受付、交付、郵送で申請された各種証明書の受付・交付等）及び税務課（一部証明）の同種業務の受託実績があること。

企業体の場合は、構成する法人のうち1者以上に受託実績があること。

4 担当部署及び問合せ先

〒945－8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市市民生活部市民課市民窓口係

電話番号 0257－21－2200

ファクス番号 0257－21－2528

メールアドレス shimin@city.kashiwazaki.lg.jp

5 本プロポーザル実施日程

内容	実施日又は期限
公告	令和7（2025）年6月27日（金）から7月25日（金）まで
質問書の提出	令和7（2025）年7月7日（月）午後4時まで
質問に対する回答	令和7（2025）年7月9日（水）午後5時まで
参加意向申出書の提出	令和7（2025）年7月14日（月）午後5時まで
参加資格審査の結果通知	令和7（2025）年7月16日（水）（予定）
提案書等の提出	令和7（2025）年7月25日（金）午後5時まで
提案書等の審査及び評価	令和7（2025）年8月4日（月）予定
審査結果の通知	令和7（2025）年8月6日（水）予定

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和7（2025）年7月7日（月）午後4時必着

イ 提出方法 電子メール、ファクス又は郵送で担当部署に提出するとともに電話による連絡を要す。

ウ 提出様式 指定様式（第1号様式）を用いること。

(2) 質問に対する回答

令和7（2025）年7月9日（水）午後5時までに質問者に回答するとともに当該内容をホームページで掲載する。

7 参加意向申出書の提出

(1) 提出期限 令和7（2025）年7月14日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書兼誓約書（第3号様式その1又は第3号様式その2）

イ 参加要件資料（第4号様式）

(3) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限までの各日（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）午前8時30分から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「柏崎市市民課窓口業務委託公募型プロポーザル参加意向申出書等在中」と朱書きすること。

8 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出者が参加資格を満たしているか確認し、確認結果を提出者全員に通知する。本プロポーザルへの参加が認められた者には、当該結果通知書に提案書等の提出要請書を同封する。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（第9号様式）
- イ 見積書（任意様式）
- ウ 見積内訳書（任意様式）
- エ 別紙2「企画提案書作成要領」2に記載の添付書類

(2) 提出部数 正本1部、副本7部

(3) 提案書の作成方法

提案書の作成に当たっては、評価項目に照らし、極力簡潔なものとし、次の点に留意すること。

- ア 言語は、日本語とし、通貨は、日本円とすること。
- イ 企業のロゴや商号等は、記載しないこと。
- ウ そのほかは、別紙2「企画提案書作成要領」のとおり

(4) 提出期限 令和7（2025）年7月25日（金）午後5時必着

(5) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限までの各日（休日を除く。）午前8時30分から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「柏崎市市民課窓口業務委託公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

10 提案書等の審査及び評価

提出された提案書等の審査及び評価（以下「審査等」という。）は、柏崎市市民課窓口業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり行う。

(1) 評価基準 別紙3「審査項目及び評価基準」のとおり

(2) 評価方法

ア プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 日時 令和7(2025)年8月4日(月)(予定)

実施時間は別途通知するが、40分以内(準備5分、説明20分、
質問10分、撤去5分)とする。

(イ) 会場 柏崎市役所4階 4-3・4-4会議室(柏崎市日石町2番1号)

(ウ) 資料 提出されたプロポーザル企画提案書以外の資料配布は認めない。

ただし、スクリーンに投影する資料の配布は認める。

(エ) 出席者 説明者を含めて3名までとする。

(オ) その他 パソコン等の機器を使用する場合は提案者側で準備すること。

ただし、スクリーン、プロジェクター及び電源タップについては
当市で準備する。

イ 提案書等の審査等

提出された提案書等及びヒアリングの内容を(1)の評価基準に基づき、選定
委員会の各委員が審査等を行う。

1.1 受託候補者の特定

選定委員会において審査等を実施した結果、各委員の評価を基に受託候補者を
特定する。

各委員による評価点の合計が最高である者が複数いる場合は、本選定委員会の
委員合議により決定した者を受託候補者とする。

1.2 審査等の結果通知

選定委員会において提案書等の審査等を行った結果は、全提案者に通知する。

1.3 参加資格の喪失等

本プロポーザルへの参加を認められた者が、次に掲げるいずれかに該当するこ
ととなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に提
案書等を提出している場合には、当該提案書等は無効とする。

(1) 3で示す参加資格を満たさないこととなった場合

(2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(3) 提案書等が提出期限を経過して提出された場合

(4) 9(5)で示す以外の方法で提案書等を提出した場合

- (5) 本プロポーザルの関係者に故意に接触を求めた場合
- (6) 本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

1 4 契約の締結

契約書を取り交わすものとし、受託候補者との間で調整を行い、協議が調った場合に契約を締結する。契約締結に要する費用は、受託者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 参加意向申出書のほか、本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (3) 柏崎市が必要と認める場合は、提出された提案書等は無償で可以使用することとする。ただし、使用に当たっては、提案者の承諾を要す。
- (4) 参加者が2者の場合、本プロポーザル終了後の結果公表において、次順位者の得点は、公表しない。
- (5) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (6) この要領に定めのない事項については、新潟県柏崎市プロポーザル方式実施取扱要綱、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (7) この要領に定めるもののほかは、選定委員会において決定する。